

自立支援医療制度の概要

○ 根拠法

障害者自立支援法

○ 概要

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度

○ 対象者

- ・ 更生医療：身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できるもの（18歳以上）
- ・ 育成医療：児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる児童を含む。）で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できるもの（18歳未満）
- ・ 精神通院医療：精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要するもの

○ 対象となる主な障害と治療例

➤ 更生医療・育成医療

肢体不自由・・・関節拘縮→人工関節置換術

視覚障害・・・白内障→水晶体摘出術

内臓障害・・・心臓機能障害→ペースメーカー埋込手術

腎臓機能障害→腎移植、人工透析

➤ 精神通院医療（精神疾患）：精神科専門療法、訪問看護

○ 費用負担

一割負担を原則とするが、一部を除き、医療保険単位の世帯ごとの所得（市町村住民税の課税状況等）等に応じ、月ごとの負担に上限が設けられている。

※自立支援医療は保険優先のため、実際は、保険支払後の（3割の）自己負担との差額分を自立支援医療制度において負担。

【自立支援医療（更生医療）の概要】

1 更生医療の概要

更生医療は、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な医療。

2 実施主体

市町村

3 更生医療の範囲

①診察、②薬剤又は治療材料の支給、③医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術、④居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、⑥移送

4 対象となる障害と標準的な治療の例

①視覚障害・・・白内障 → 水晶体摘出手術、網膜剥離 → 網膜剥離手術
瞳孔閉鎖 → 虹彩切除術、角膜混濁 → 角膜移植術

②聴覚障害・・・鼓膜穿孔 → 穿孔閉鎖術、外耳性難聴 → 形成術

③言語障害・・・外傷性又は手術後に生じる発音構語障害 → 形成術
唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障害を伴う者であって、
鼻咽腔閉鎖機能不全に対する手術以外に歯科矯正が必要な者
→ 歯科矯正

④肢体不自由・・・関節拘縮、関節硬直 → 形成術、人工関節置換術等

⑤内臓障害

<心臓>・・・先天性心疾患 → 弁口、心室心房中隔に対する手術
後天性心疾患 → ペースメーカー埋込手術

<腎臓>・・・腎機能障害 → 人工透析療法、腎移植術（抗免疫療法を含む。）

<小腸>・・・小腸機能障害 → 中心静脈栄養法

⑥免疫障害・・・HIVによる免疫機能障害 → 抗HIV療法、その他HIV感染症に対する治療

【自立支援医療（育成医療）の概要】

1 育成医療の概要

育成医療は、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な医療。

2 実施主体

都道府県・指定都市・中核市

3 育成医療の範囲

①診察、②薬剤又は治療材料の支給、③医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術、④居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、⑤病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、⑥移送

4 対象となる障害と標準的な治療の例

①視覚障害・・・白内障、先天性緑内障、斜視 → 手術等

②聴覚障害・・・先天性耳奇形 → 形成術、高度難聴 → 人工内耳埋込術

③言語障害・・・口蓋裂等 → 形成術

唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障害を伴う者であって、鼻咽腔閉鎖機能不全に対する手術以外に歯科矯正が必要な者 → 歯科矯正

④肢体不自由・・・先天性股関節脱臼、脊椎側彎症、くる病（骨軟化症）等に対する関節形成術、関節置換術、及び義肢装着のための切断端形成術など

⑤内臓障害

<心臓>・・・先天性心疾患 → 弁口、心室心房中隔に対する手術

後天性心疾患 → ペースメーカー埋込手術

<腎臓>・・・腎機能障害 → 人工透析療法、腎移植術（抗免疫療法を含む。）

<小腸>・・・小腸機能障害 → 中心静脈栄養法

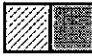
<その他の先天性内臓障害>

先天性食道閉鎖症、先天性腸閉鎖症、鎖肛、巨大結腸症、尿道下裂、停留精巣（睾丸）等 → 尿道形成、人工肛門の造設などの外科手術

⑥免疫障害・・・HIVによる免疫機能障害 → 抗HIV療法、その他HIV感染症に対する治療

自立支援医療の対象者、自己負担の概要

第54条第1項、第58条第3項第1号関係

1. 対象者：従来の更生医療、育成医療、精神通院医療の対象者であって一定所得未満の者
2. 給付水準：自己負担については1割負担（ 加色部分）。ただし、所得水準に応じて負担の上限額を設定。
また、入院時の食費（標準負担額）については自己負担。

	一定所得以下		中間所得層		一定所得以上	
	生活保護世帯	市町村民税非課税 本人収入 ≤ 80万	市町村民税非課税 本人収入 > 80万	市町村民税 < 3万3千 (所得割)	3万3千 ≤ 市町村民税 < 23万5千 (所得割)	(23万5千 ≤ 市町村民税 (所得割))
生活保護 負担0円	低所得1 負担上限額 2,500円		低所得2 負担上限額 5,000円	中間所得層 負担上限額 医療保険の自己負担限度額		一定所得以上 公費負担の対象外 (医療保険の負担割合 ・負担限度額)
			育成医療の経過措置 負担上限額 5,000円		負担上限額 10,000円	
			中間所得層1 負担上限額 5,000円	重度かつ継続 中間所得層2 負担上限額 10,000円		続(※) 一定所得以上(経過措置) 負担上限額 20,000円

※ 「重度かつ継続」の範囲

- ・ 疾病、症状等から対象となる者
 - 精神・・・①統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）
②精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者
 - 更生・育成・・・腎臓機能・小腸機能・免疫機能・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）
- ・ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
 - 精神・更生・育成・・・医療保険の多数該当の者

内臓の機能障害における更生医療の主な対象範囲について

(参 考)

	心臓機能障害 (内臓の機能障害)	腎臓機能障害 (内臓の機能障害)	小腸機能障害 (内臓の機能障害)	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫 機能障害 (免疫の機能障害)
対象となる医療の考え方	手術により障害が補われ、又は障害の程度が軽減することが見込まれるものに限るものとし、いわゆる内科的治療のみのものは除く。			抗 HIV 剤投与等により免疫の機能の障害に基づく症状が軽減又は除去され、日常生活能力の回復の見込みのあるものに限られる。
実際に対象となる手術の例	<ul style="list-style-type: none"> ○弁口、心室心房中隔に対する手術 <li style="padding-left: 20px;">冠動脈、大動脈バイパス移植術 <li style="padding-left: 20px;">大動脈瘤切除 <li style="padding-left: 20px;">弁形成術、弁置換術 ○ペースメーカー埋込手術 <li style="padding-left: 20px;">ペースメーカー移植術・交換術 ○心移植術 	○腎移植術		
対象となる内科治療	<ul style="list-style-type: none"> ・心移植術後の抗免疫療法 ・これに伴う医療 	<ul style="list-style-type: none"> ・人工透析療法 ・腎移植術後の抗免疫療法 ・これらに伴う医療 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心静脈栄養法 ・これに伴う医療 	<ul style="list-style-type: none"> ・抗 HIV 療法 ・その他 HIV 感染に対する医療 ※合併症の予防及び治療は、HIV 感染症の合併症によるものに限る

更生医療及び育成医療の範囲が規定されている法令等

【障害者自立支援法（抄）】

第五条

十八 この法律において「自立支援医療」とは、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であって政令で定めるものをいう。

【障害者自立支援法施行令（抄）】

（自立支援医療の種類）

第一条 障害者自立支援法（以下「法」という。）第五条第十八項の政令で定める医療は次に掲げるものとする。

- 一 障害児のうち厚生労働省令で定める身体障害のある者の健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療（以下「育成医療」という。）
- 二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者のうち厚生労働省令で定める身体障害のある者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障害者に対し行われるその更生のために必要な医療（第四十一条において「更生医療」という。）

【障害者自立支援法施行規則（抄）】

（令第一条第一号に規定する厚生労働省令で定める身体障害）

第六条の十三 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第一条第一号に規定する厚生労働省令で定める身体障害は、次に掲げるものであって、これらの障害に係る医療を行わないときは、将来において身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められ、及び確実な治療の効果が期待できる状態のもの（内臓の機能の障害によるものについては、手術により、将来、生活能力を維持できる状態のものに限る。）とする。

- 一 視覚障害
- 二 聴覚又は平衡機能の障害
- 三 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- 四 肢体不自由
- 五 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能の障害
- 六 先天性の内臓の機能の障害（前号に掲げるものを除く。）
- 七 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害

(令第一条第二号に規定する厚生労働省令で定める身体障害)

第六条の十四 令第一条第二号に規定する厚生労働省令で定める身体障害は、次に掲げるものであって、確実な治療の効果が期待できる状態のもの（内臓の機能の障害によるものについては、手術により障害が補われ、又は障害の程度が軽減することが見込まれる状態のものに限る。）とする。

- 一 視覚障害
- 二 聴覚又は平衡機能の障害
- 三 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- 四 肢体不自由
- 五 心臓、腎臓又は小腸の機能の障害（日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。）
- 六 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害（日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。）

【通知】

障発第 0303002 号
平成 18 年 3 月 3 日

「自立支援医療費の支給認定について」（抄）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知

別紙 2 自立支援医療費（育成医療）支給認定実施要綱（抄）

第 2 自立支援医療（育成医療）の対象

自立支援医療（育成医療）（以下単に「育成医療」とする。）の対象となる児童は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条の規定による別表に掲げる程度の身体上の障害を有する児童又は現存する疾患が、当該障害又は疾患に係る医療を行わないときは、将来において同別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められる児童であって、確実な治療の効果が期待できるものとする。

1 育成医療の対象となる障害は、次のとおり施行規則第 6 条の 13 で定めるものであること。

- (1) 視覚障害によるもの
- (2) 聴覚、平衡機能の障害によるもの
- (3) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害によるもの
- (4) 肢体不自由によるもの
- (5) 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能の障害によるもの

(6) 先天性の内臓の機能の障害によるもの(5)に掲げるものを除く。)

(7) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの

- 2 内臓の機能の障害によるものについては、手術により、将来、生活能力を維持できる状態のものに限ることとし、いわゆる内科的治療のみのは除くこと。

なお、腎臓機能障害に対する人工透析療法、腎移植術後の抗免疫療法、小腸機能障害に対する中心静脈栄養法及び心臓機能障害に対する心移植術後の抗免疫療法については、それらに伴う医療についても対象となるものであること。

別紙3 自立支援医療費（更生医療）支給認定実施要綱（抄）

第2 自立支援医療（更生医療）の対象

自立支援医療（更生医療）（以下単に「更生医療」とする。）の対象となる者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体上の障害を有すると認められる者であって、確実な治療の効果が期待できるものとする。

- 1 更生医療の対象となる障害は、次のとおり施行規則第6条の14で定めるものであること。

(1) 視覚障害によるもの

(2) 聴覚、平衡機能の障害によるもの

(3) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害によるもの

(4) 肢体不自由によるもの

(5) 心臓、腎臓、又は小腸の機能の障害によるもの（日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。）

(6) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害によるもの（日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。）

- 2 更生医療の対象となる障害は、臨床症状が消退しその障害が永続するものに限られること。また、更生医療の対象となる医療は、当該障害に対し確実な治療の効果が期待できるものに限られることから、当該障害に該当しても、他の法令等に基づく他の趣旨の医療により治療される部分については、更生医療の対象にならないこと。内臓の機能の障害によるものについては、手術により障害が補われ、又は障害の程度が軽減することが見込まれるものに限るものとし、いわゆる内科的治療のみのは除くこと。

なお、腎臓機能障害に対する人工透析療法、腎移植術後の抗免疫療法、小腸機能障害に対する中心静脈栄養法及び心臓機能障害に対する心移植術後の抗免疫療法については、それらに伴う医療についても対象となるものであること。

心臓疾患による心臓機能障害者等に対する自立支援医療(育成医療・更生医療)費の支給について(抄)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知

心臓疾患による心臓機能障害を有する身体障害者及び児童(以下「心臓機能障害者等」という。)に対して、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 58 条第 1 項に基づき自立支援医療(育成医療・更生医療)費の支給を行っているところであるが、今般、新たに心臓移植術を当該支給の対象として加えることとしたので、実施にあたり次の事項に留意の上、遺憾のないよう取り扱われたい。

なお、昭和 45 年 10 月 21 日社更第 89 号厚生省社会局長通知「先天性心臓疾患による心臓機能障害者に対する更生医療の給付について」は、本通知の施行に伴い廃止する。

第 1 心臓機能障害者等に対する障害者自立支援法第 58 条第 1 項に規定する自立支援医療(育成医療・更生医療)の適用について

1 支給対象者

- (1) 心臓機能障害者等であって手術又は心臓移植術により心臓機能障害の軽減又は除去がはかられ、将来確実に生活能力の回復の見込みのあるものであること。
- (2) 概ね 3 か月程度の医療で相当確実な治療効果を期待できるものであること。

2 自立支援医療(育成医療・更生医療)費の支給の範囲

心臓疾患に対する手術、心臓移植術及びこれらに伴う医療に限るものであり、いわゆる内科的治療のみのもものは除くものであること。

3 その他

自立支援医療費の支給については、平成 18 年 3 月 3 日付け障発第 0303002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「自立支援医療費の支給認定について」によるものであること。

じん臓機能障害者に対する更生医療の給付について（抄）

厚生省社会局長通知

じん臓の機能に障害を有する身体障害者（以下「じん臓機能障害者」という。）に対しては、昭和四七年より、身体障害者福祉法第一九条に規定する更生医療の給付を人工透析療法に限って適用してきたところであるが、今回、新たにじん臓移植術を当該医療給付の適用範囲に加えることとしたので、その実施にあたっては、次の事項に留意のうえ、遺憾のないよう取り扱われたい。

第 1 じん臓機能障害者に対する障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 58 条第 1 項に規定する自立支援医療（更生医療）の適用について

1 自立支援医療（更生医療）費の支給対象者

じん臓機能障害者のうち、保存的療法で尿毒症症状の改善ができない者であって、人工透析療法又はじん臓移植術によりじん臓機能の障害に基づく症状が軽減又は除去され、日常生活能力の回復の見込みのあるものを対象とすること。

2 自立支援医療（更生医療）費の支給の範囲

じん臓機能障害者に対する人工透析療法、じん臓移植術及びこれらに伴う医療に限るものであること。

3 その他

（1）支給認定、その他自立支援医療の支給に伴う事務手続等については、昭和 18 年 3 月 3 日付け障発第 0303002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「自立支援医療費の支給認定について」により行うものであること。ただし、じん臓機能障害者の特殊性にかんがみ、更生医療の要否の判定、支給認定期間等については、特別の配慮を講じられたいこと。

（2）じん臓移植術の適用については、援護の実施機関は、当該指定医療機関と密接な連携を保ち、じん臓提供者出現の際には更生医療の措置が円滑に行われるよう配慮されたいこと。

なお、移植後の障害程度等級の再認定は、慎重な判断を要するが、一般的な例を示せば、抗免疫療法を要しなくなった時点で医師の意見を求めて判断すること。

第2 じん臓機能障害者に対する更生(育成)医療を担当する医療機関の指定について

1 医療の種類

更生(育成)医療機関が担当しようとする医療の種類は、人工透析療法適用者に対する更生(育成)医療については「じん臓に関する医療」とし、じん臓移植術適用者に対する更生(育成)医療については「じん臓移植に関する医療」とすること。

小腸機能障害者に対する更生医療の給付について（抄）

厚生省社会局長通知

今般、身体障害者福祉法施行令等の一部を改正する政令（昭和 61 年 9 月 19 日政令第 300 号）が交付され、昭和 61 年 10 月 1 日から身体障害者の範囲に新たに小腸の機能の障害が加えられたことに伴い、当該障を更生医療の給付の対象とすることとしたので、その実施に当たっては次の事項に留意のうえ、遺憾のないよう取り扱われたい。

第 1 小腸機能障害者に対する障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 58 条第 1 項に規定する自立支援医療（更生医療）の適用について

1 自立支援医療（更生医療）費の支給対象者

小腸大量切除又は小腸疾患により小腸機能に障害を有する身体障害者であって、中心静脈栄養法により小腸機能障害に基づく栄養維持の困難な状態が軽減又は除去され、日常生活能力の回復の見込みのあるもの。

2 自立支援医療（更生医療）費の支給の範囲

小腸機能障害に対する中心静脈栄養法及びこれに伴う医療に限るものであること。

（注）「これに伴う医療」は、次のとおりである。

- （1） 中心静脈カテーテル留置に関連した合併症に対する医療
- （2） 微量物質の栄養障害、肝障害等その他の代謝異常に対する医療
- （3） 胆石症等の合併症に対する手術

3 その他

給付の決定、その他自立支援医療費の支給に伴う事務手続等については、平成 18 年 3 月 3 日付け障発第 0303002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「自立支援医療費の支給認定について」により行うものであること。

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害者に対する更生医療の給付について(抄)

厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知

今般、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する身体障害者(以下「免疫機能障害者」という。)に対して、身体障害者福祉法第十九条の更生医療の給付を行うこととしたので、実施にあたり次の事項に留意のうえ遺漏のないよう取り扱われたい。また、管下市区町村、関係機関等に対する周知徹底を図られたい。

第 1 免疫機能障害者に対する更生医療の適用について

1 給付対象者

ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有する身体障害者であって、抗 HIV 剤の投与等により免疫の機能の障害に基づく症状が軽減又は除去され、日常生活能力の回復の見込みのあるもの。

2 更生医療の給付の範囲

健康保険の診療方針及び診療報酬の例による診療で、かつ、免疫の機能の改善を図るものであること。

なお、医療の範囲については、抗 HIV 療法、免疫調節療法等 HIV 感染に対する医療に限るものであること。

3 その他

(1) 給付の決定、その他当該医療の給付に伴う事務手続等については、平成五年三月三〇日社援更第八九号本職通知「更生医療の給付について」により行うものであること。ただし、免疫機能障害者の特殊性にかんがみ、更生医療の要否の判定、給付の期間等については、特別の配慮を講じられたいこと。

(2) 援護の実施者は、当該指定医療機関と密接な連携を保ち、更生医療の措置が円滑に行われるよう配慮されたいこと。